

奥州市ふれあいの丘公園多目的運動広場

使用区分				土曜日及び休日以外の日			土曜日及び休日			附属施設及び設備の使用料
				午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	
1時間まで ごとに貸切 使用	入場料を徴 収しない場 合	アマチュア スポーツ、 サークル活 動又はレク リエーショ ンに使用す る場合	児童及び生徒	260円	330円	390円	330円	390円	470円	1 照明設 備を使用す るときは、 1時間まで ごとに次に 掲げる額を 徴収する。 全面使用 一般550円 児童及び 生徒270円 2 放送設 備を使用す るときは、 一式1回に つき次に掲 げる額を徴 収する。 一般330円 児童及び 生徒160円
			一般	520円	660円	790円	660円	790円	940円	
		その他の催しに使用する場合	1,050円	1,320円	1,580円	1,320円	1,580円	1,890円		
	入場料を徴 収する場合 等	アマチュア スポーツ、 サークル活 動又はレク リエーショ ンに使用す る場合	児童及び生徒	520円	660円	790円	660円	790円	940円	
			一般	1,050円	1,320円	1,580円	1,320円	1,580円	1,890円	
		その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	1,580円	1,980円	2,370円	1,980円	2,370円	2,840円	
		営利を目的とする場合	3,160円	3,960円	4,750円	3,960円	4,750円	5,690円		

- 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。
- 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料、会費若しくはこれに類する料金を徴収する場合又は入場料は徴収しないが、営利、宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 多目的運動広場を区分使用する場合の使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - 2分の1を区分使用する場合 この表に定める額（備考5の適用がある場合は、その適用後の額。次号において同じ。）の2分の1の額
  - 4分の1を区分使用する場合 この表に定める額の4分の1の額
- 準備、撤去等のため前日等に使用する場合は、この表に定める額（備考5又は備考6の適用がある場合は、その適用後の額）の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。
- 午前9時前又は午後9時後に使用する場合は、その使用1時間までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間に係る使用料の額（備考5又は備考6の適用がある場合は、その適用後の額）とする。
- 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。